

公共施設等整備基金造成について

1 背景

- (1) 平成 28 年度に策定した豊岡市公共施設再編計画では、長寿命化による年間負担額の軽減を行っても、今後 40 年間に必要となる公共施設の更新費用は年間平均約 26.5 億円と多額になる。
- (2) 企業では、減価償却累計額と同額の留保分を財源として、耐用年数到来時に、古い資産を廃棄して新しい資産を取得することができる。地方自治体も同様に公共施設等の更新・大規模改修のための内部留保すべき財源を確保する必要がある。
- (3) 地方財政で財政調整基金等の積立金が累増していることが経済諮問会議や財政制度審議会等で議論されている。
- (4) 財政調整基金は、一時的な歳入減や歳出増に備えて、赤字決算を避けるためのものであり、恒久的な歳入不足に備えるものではない。
- (5) 交付税算入される有利な起債である合併特例債、緊急防災・減災事業債、過疎債が平成 32 年度で終了する。

2 目的

- (1) 財政調整基金の一部を特定目的基金に移し替え、用途を明確にし、説明責任を果たす。
- (2) 公共施設再編計画の実行に向け、公共施設等の改修整備及び用途廃止した公共施設の解体・撤去に要する経費が、今後多額になる。その費用を将来世代に過大に負担させないために財源を確保する。

3 事業内容

- (1) 今後、新たな特定目的基金「公共施設等整備基金」を創設する。
- (2) あわせて財政調整基金条例を改正し、歳計剰余金を公共施設等整備基金に積立可能とする。(現在は、条例で歳計剰余金の 1/2 以上を財政調整基金に積み立てることとしている。)

4 財政調整基金からの積み替え予定額

30～50 億円

※財政調整基金現在高（平成 28 年度末）：121.84 億円